平成２３年（再イ）第１６号
岐阜県加茂郡川辺町上川辺427番地１
再生債務者　二村　忠浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（再イ）第６４号
静岡県焼津市中新田1391番地の13
再生債務者　鈴木　　圭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１０３号
愛知県岡崎市竜美旭町７番地11
再生債務者　大寺　慶幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第４３号
三重県四日市市城西町８番13号パビリオン四日市２－４Ｃ
再生債務者　横山　浩二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日　津地方裁判所四日市支部

平成２３年（再イ）第４４号
三重県四日市市城西町８番13号パビリオン四日市２－４Ｃ
再生債務者　横山　美穂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日　津地方裁判所四日市支部

平成２３年（再イ）第５５号
和歌山県海南市藤白656番地44
再生債務者　大野　眞弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再イ）第２９号
山口県宇部市大字東須恵1129番地34、旧住所
山口県山陽小野田市大字小野田6111番地22
再生債務者　高木　直子（旧姓坪河）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（再イ）第２１号
愛媛県伊予市尾崎207番地２　伊予団地335号
再生債務者　出本　秀一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日　　松山地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第６６号
熊本市花立１丁目13番６号
再生債務者　長尾　俊克
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月19日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務に係る不動産の登記を嘱託する場合の職員の指定の公告の一部改正

「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務に係る不動産の登記を嘱託する場合の職員の指定の公告」（平成16年独立行政法人中小企業基盤整備機構公告第１号）の一部を次のように改正する。
平成 24 年４月２日
独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長　前田　正博
・　本文中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第20条第２項において準用する不動産登記法（明治32年法律第24号）第35条第３項（船舶登記規則（明治32年勅令第270号）第１条において準用する場合を含む。）」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第19条第２項において準用する不動産登記令（平成16年政令第379号）第７条第２項並びに船舶登記令（平成17年政令第11号）第13条第２項及び第27条第２項」に改める。
・　「独立行政法人中小企業基盤整備機構の支部長」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の本部長」に改める。
・　「独立行政法人中小企業基盤整備機構の開発所長」を削除する。

独立行政法人都市再生機構の業務に係る不動産に関する権利の登記を嘱託する役員及び職員の指定の一部変更

独立行政法人都市再生機構公告第１号
平成16年７月１日付独立行政法人都市再生機構公告第１号において公告した「独立行政法人都市再生機構の業務に係る不動産に関する権利の登記を嘱託する役員及び職員の指定」の一部を下記のとおり変更したので、公告する。
平成 24 年４月２日
独立行政法人都市再生機構
理事長　小川　忠男
記
「独立行政法人都市再生機構の理事」を「独立行政法人都市再生機構の理事
独立行政法人都市再生機構の震災復興推進役」に改める。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第１号
平成20年６月20日独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第１号で公告した都市公園の新設工事の一部が、次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。
平成 24 年４月２日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　糟谷　明人

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
大阪北部都市計画公園事業４・４・211－６号西部中央公園	大阪府茨木市彩都やまぶき一丁目の一部	都市公園の新設工事の一部	平成24年４月２日

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第２号
平成21年９月25日独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第11号で公告した都市公園の新設工事が、次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。
平成 24 年４月２日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　糟谷　明人

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
南部大阪都市計画公園事業３・３・219－９つくしの公園	大阪府和泉市あゆみ野三丁目地内	都市公園の新設工事	平成24年４月２日